

法律改正に伴い 「労働者派遣事業報告書」の記載方法や添付書類などが 令和2年6月報告分から変わります

「労働者派遣事業報告書」は、法律に基づき毎年6月中に「6月1日現在の状況報告および年度報告」が義務付けられています。このたび法律の改正に伴い、令和2年6月の報告から**様式、記載方法や添付書類**が変わります。

変更点

- ①労働者派遣法第30条の4第1項の協定※1を締結している場合は、**この協定書を添付すること※2**
- ②派遣労働者および日雇派遣労働者の「賃金額、人数」は、**協定対象労働者を内数にて記載すること**
- ③令和2年4月1日から令和2年5月31日までに終了する事業年度に関する事業報告書（年度報告）は、**8月31日を期限とすること※3**

※1 労働者派遣法第30条の4第1項の協定
同一労働同一賃金の実現に向けた「不合理な待遇差をなくするための規定を整備するために締結する」労使協定のことです。

※2 6月1日までに労使協定を締結された場合は、今回の「労働者派遣事業報告書」と併せて提出していただきます。

※3 令和2年度のための措置となります。なお、「6月1日現在の状況報告」は、6月30日まで提出してください。

お問い合わせ先

〒960-8021
福島市霞町1-46 福島合同庁舎4F
TEL 024-529-5746
FAX 024-536-4222

